静岡県人事委員会は、職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則10-2

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則(静岡県人事委員会規則10-1)の一部を次のように改正する。

改正前

(減給の算定)

第3条 減給の期間は、月を単位として表示し、その効力発生の日の直後の給料の支給日から当該減給の月数に応じそれぞれの給料の支給日ごとに減給の割合による額を給与から減ずるものとする。

改正後

(減給の算定)

- 第3条 減給の期間は、月を単位として表示し、その効力発生の日の直後の給料(<u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬。以下この項において同じ。)の支給日から当該減給の月数に応じそれぞれの給料の支給日ごとに減給の割合による額を給与から減ずるものとする。
- 2 条例第4条に規定する人事委員会規則で定 めるところにより算出した報酬の額は、次の 各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 会計年度任用職員の給与等に関する条例 (令和元年静岡県条例第2号。以下「会計 年度任用職員給与等条例」という。)第9条 第2項の規定により報酬の基本額が定めら れている職員 当該職員が法第22条の2第 1項第2号に掲げる職員であると仮定した 場合に支給すべき給料の月額を162.75で除 して得た額(その額に1円未満の端数があ るときは、その端数を切り上げた額)に、 減給する月の前月の初日から末日までの間 の当該職員の正規の勤務時間の時間数を乗 じて得た額(その額に1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てた額)
  - (2) 会計年度任用職員給与等条例第9条第3 項の規定により報酬の基本額が定められて いる職員及び会計年度任用職員給与等条例

第15条の規定により給与の額が定められている職員 前号の職員との均衡を考慮して、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。